

「JCSS登録の一般要求事項 第15版」の改正要旨

認定センター 計量認定課

1. 改正理由

今回の改正は、有効自由度を登録事業者の判断で校正証明書に記載できること、「IAJapan 技能試験に関する方針」の新規制定(平成23年8月1日制定)に伴う一般要求事項への引用、及び、IAF-ILAC JGA2007 Sydney Resolution 7—Certification to accreditation standards (認定もどきの禁止)の要求事項についても国際MRA対応認定事業者の遵守事項として追加することを主に改正を行う。

* IAF:International Accreditation Forum (国際認定機関フォーラム)

2. 主な改正内容

- ①第1部 5.2.2.3(4)において、「顧客から要望された場合は」を削除し、有効自由度を登録事業者の判断で校正証明書に記載できることとする。
- ②第1部7. 技能試験要求事項 (1)に「IAJapan技能試験に関する方針」(認定一部門—UR P24)を引用し、7.2 技能試験の分類を削除する。
- ③第2部6. (14)として、IAF-ILAC JGA2007 Sydney Resolution 7 の要求事項に基づき、認定に用いられる規格を用いた認定又は認証行為の禁止を追加する。
- ④第2部7. 技能試験要求事項を「第1部と同じ」とする。
- ⑤第2部11. 認定国際基準対応資格の一時停止又は取消し (1)において、一時停止の要件に認定を維持するための遵守事項が遵守されていない場合を含め、文章の見直しを行う。
- ⑥その他字句の訂正等